

卜面の整備も不十分のなか、相談の受け付けが混乱し、結果的に子どもの福祉が損なわれるような事態にならないことを祈りたい。

- ・夜間休日等の後方支援の体制の確保に苦慮。児童相談に関する市町村の専門性の確保について危惧している。
- ・窓口は広がったが、市町村の体制が出来るまでは今までと変わらないのではないかと。出来れば児童相談所は福祉警察になるのではなく、相談機関でありたい。

29. 部会がより有効に機能するために必要と思われること

- ・部会提出事例のガイドラインをさらに具体的に設けることで、提出しやすい状況を作ることが必要。
- ・必要に応じて随時開催できるような部会であれば、よりタイムリーな活用が出来ると思われる。
- ・本制度の見直しが必要と思われる。
- ・部会の審議委員が児童相談所の実情をよく知り、また児童福祉についての造詣が深いことが大切であるとする。大阪市の場合、そのような審議委員が選出されていること、事例にかかわる職員のみならず、関係機関の職員も出席する中で活発な意見交換が出来ること、部会の有効性を高めていると考える。また、毎月1回というように、定期的で開催されることにより、計画や見通しが立てられることも大切である。
- ・必要な時すぐに意見具申が出来る柔軟な開催。
- ・処遇に対する多角的な意見交換に基づく適切な判断。
- ・月1回の開催を弾力的に考慮することが必要と思われるが、一方で、部会に提出する場合、担当者に資料の作成などの大きな負担をかけていることも事実である。
- ・第三者機関としての権利擁護の立場は必要だが、審議会に具申するケースを通しての現状の児相の問題点、施設の問題点について都や厚労省に提言をしてほしい。
- ・実質的な処遇の適否を審査する第三者機関とするためには、事務局機能の充実(専任職員の配置)がまず必要。
- ・子どもに対する見識を持った方を選定すべき。
- ・各児相の医師・弁護士の専門機能がより充実・強化されれば、部会の必要性は薄れるか、変質してくるのではなかろうか。
- ・本府としては現状で十分その役割を果たしている。何より自由なケースカンファレンスの場であって、しかも、指針がもらえるというのはありがたい。部会の意見が行政にストレートに反映するようになればよりよいが(たとえば、児相体制の充実等について)。
- ・児童福祉審議会の活用は、児相における処遇決定の客観性と専門性の向上を図ることにより、児童の最善の利益を確保しようとするものであるため、日頃から積極的で柔軟な活用を図ることだと考えている。
- ・児童福祉審議会という位置付け上、専門性や客観性の向上には一定の限界があると思われる(迅速性、即応性という面では困難がある)。家庭裁判所の決定により近い法的権限が与えられれば、積極的な活用が図られると思われる。
- ・回数をもう少し増やすこと(必要と思われる時に、時期をずらさず開催すること)。
- ・具体的な目的を明確にすべき→28条ケースのみの現状、大きなテーマ(法改正等)の議論

も必要。

- ・大阪府で月1回ではおすみつきの会議になってしまう。ブロック単位等で月2回は必要か（ケース数が月1～2ケースだったのが、8ケースぐらいに増加している）。
- ・府の場合、児相ごとの危機介入援助チームが機能しているため、児相部会の役割をより明確にする必要がある。
- ・開催回数を増やすことによって事例の積み重ねを行い、時期を捉えて必要な助言を行うこと。
- ・児童相談所部会（審議会）の意見を求めた場合、その意見には法的な拘束力がなく、意見を尊重することとなっているので、拘束力を持たせる方策が検討されることを望む。
- ・要養護児童特有の諸問題（貧困、家庭不和、コンプレックス等）、施設処遇の実態等への共通認識を強めること。そのような中で生きていくものとして、児童（権利主体）を理解するような気風を作り上げていくこと。
- ・職員の皆さん熱心に取り組んでいただけることや、委員の構成に大きな変化がないことなどは本県としても評価出来ると思う。しかしながら、児童相談所の現場の実際のところはなかなか理解を得るのは難しく、特に非行事例に対して、その苦悩ぶりを知っていただきたいと思うことがある。本県では、中央児相を会場としてきたが、新築となったプンチ児相とか、県立児童福祉施設で開催することも提言している。また児相自身ももっと部会の役割をPRすべきと考えている。
- ・開催頻度：北海道は年4回であるが、即応的で多様な活用が可能となるよう開催回数を増やしても良いのではないか。
- ・委員：医師・弁護士等の専門職は複数にすべきではないか（専門職が欠席すると、児相が求めている助言が得られない場合もある）。
- ・必要時に審議が出来ること。
- ・各地区（児相管内）に設けていること
- ・第三者的な役割を果たす、自発的に制度改善に向けて助言をする、児童の権利擁護を充実する。
- ・部会の意見を聞きたい時に、迅速に開催できるようにしたい。
- ・現在は児相の処遇決定について意見具申の役割を担っているが、間13にあるような機能（児童相談所自体が調査・調整機能をもつ。自発的に制度改善に向けて助言をする、児童の権利擁護を充実する）が付与されれば、より有効に機能すると思われる。
- ・タイムリーな開催が必要である。
- ・委員の選任に当たって児童相談業務を理解している人を選ぶ必要がある。
- ・各委員による、より活発な意見交換、資料の事前配布の徹底。
- ・現在は月1回の定例開催であるが、審議件数による柔軟な開催方法をとる。
- ・必要なときに随時開催できればと思う。
- ・定期的な開催。
- ・委員の人選方法の改善。
- ・児童虐待ケースの加害保護者の中には様々なタイプの人格障害者が含まれている。部会委員および児相職員が共通の理解を深めるため、委員と職員合同の研修会を実施する必要があるのではないか。

- ・開催回数の増加（月1回以上）など、より柔軟な対応がとれるための体制整備。
- ・部会における審議のみでなく、部会構成員の連携をとるための連絡会議の開催。
- ・児童相談所部会の審議から児童相談所が得たいのは、幅広い視野からの処遇に対する意見よりも、児童相談所の決定への後ろ盾、広い意味での「力（権限）」の行使である。
- ・当県においては開催回数が年2回を基本としており、そのほかは必要に応じて開催することになっているため、意見具申をするタイミングが難しく事後の報告になりがちである。月1回程度と回数を増やすだけで、効果的に活用できるようになると思われる。
- ・構成委員の人選を幅広く、民間代表（NPOなど）を入れるなどの配慮も必要。
- ・当県では資料を当日に配布、終了後回収しているが、プライバシーに配慮しつつ、事前配布の方が有効。
- ・開催のための事務の簡素化。
- ・部会と現場（児相）でお互いの得意、不得意、限界をよく理解すること。
- ・すでいくつかの問いで述べてきたことと重複するが、子どもの権利擁護のために「子ども人権審査委員会」の機能が空洞化されることがあってはならない。そのために、①「子ども人権審査会」の構成メンバーが力量ある優れたマンパワーによって構成されていること（本県では一定の水準が担保されていると考えられるが）、②児童相談所としては意見具申が実際の処遇に反映されるような処遇の節目節目で提出する努力を継続すること、③子ども人権審査会の意見具申が実際の処遇に反映され、子どもの処遇が前進したという経験を、委員会と児相の両者が共有して必要性を確認できるような運営が維持されること。
- ・議論を活性化するためには、委員に議論ができるだけの知識と問題意識、そして事務方からの資料提供が必要であり、委員の選任方法や会議の持ち方に工夫が必要である。
- ・各児童相談所に弁護士、医師など、今以上にスタッフを充実し、活発な議論をすることが必要で、そのうえに児童相談所部会があるのではないか。また、現在は年4回であるが、月1回程度の頻度が必要である。
- ・児童相談所ごとに児童相談所部会を設置し、定例でせめて月1回実施できるようにする。このことにより、①地元の実務に優れた有識者を委員に任命できる、②頻繁に開催することにより、児童相談所ケースに慣れてもらえる、③議論したいケースがでたときに日程調整の必要なく速やかにタイムリーに議論できる、というメリットがある。
- ・処遇部会の権威付けが必要。
- ・処遇部会における「専任の書記」を配置し、答申も文書化して出す。
- ・虐待相談に関しては、児相が介入と相談という相矛盾した役割を果たさなければならない現状である。なかにはどのように説得しても児相の話に耳を貸さないケースもある。しかし保護者には保護者の言い分もあり、審議会に限らず、保護者の訴えを聞くようなシステム（第三者あるいは仲介的システム）が必要と考える。
- ・緊急時の速やかな開催。
- ・部会の性格の明確化（専門性と客観性を持った機関）。
- ・部会が緊張感を持つことで、部会への信頼感が生まれる。
- ・当市においては部会が中心となって、「里親研修の充実に向けて」（H16. 3）、「児童相談体制のあり方について」（H16. 9）などの提言を行ってきた。児相へのバックアッ

プ機能という視点から、個々の事例だけでなく、制度、政策についての協議も重要と思われる。

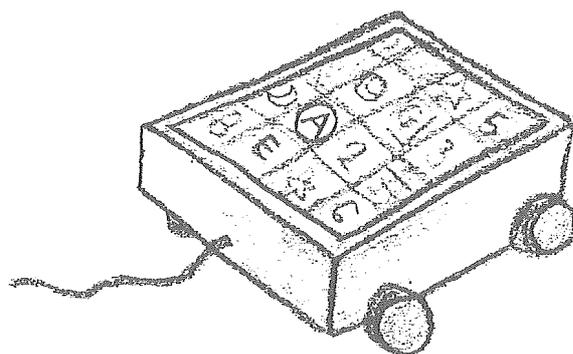
- ・適宜開催できればより有効となると考える。
- ・子ども人権審査委員会の構成メンバーが、力量ある優れたマンパワーによって構成され、一定の水準が確保されることが重要である。
- ・委員は多忙な方が多く、部会の開催がスムーズにいかない面がある。
- ・実務担当をメインとした委員の選出により、必要に応じ、対応できるシステムが必要と考える。
- ・審議会を開催回数を増やすなど緊急事態があった場合に、速やかに審議できる体制を整備するとともに、児童相談の現状に対する参加委員の理解度を高めることが必要である。
- ・児童処遇に対する第三者評価やケースのスーパーバイズとして活用することが有効であると思う。
- ・一定の権威は必要であろうが、もう少しフットワークの良い人材を選任。必要な時に開催できないと形骸化するのみのような気がする。
- ・必要に応じた臨機応変な開催、具体的な具申がなされることが必要と思われる（当然のことながら児童相談所・児童相談所部会双方の努力が必要と思われる。）。
- ・香川県においては、第27条第1項第4号による家裁送致や第28条ケース及び里親案件を審議会で審議するのみであり、児童相談所部会の有効活用が出来ていない。今後は、審議会を定期的で開催し、処遇決定の客観性と専門性の向上を図る必要があると考える。
- ・委員の方は皆忙しく、全員がそろえることは困難である。特に重要な役割を担う委員（虐待に関する法的対応など）については複数名必要と思われる。
- ・児童相談所部会の委員として、大学教授などのいわゆる「学識経験者」より、児童福祉の現場で働く施設長や施設職員、あるいは法律の実務者である弁護士等を多く任命すべきだと考える。
- ・広島県の場合は随時開催であるために「めったなことでもない限り開催できないが、そういうケースは結局法28条申立てで、そういうケースで部会を開催したい時には事態が急迫しているので開催する時間的余裕がない・・・よって開催しない（場合もある）」という状態で、有効利用以前の問題である。広島県における児童相談所部会について過去の例を見れば、専門的な助言がもらえるなど有意義な意見がもらえるケースもあったが、現時点では法28条申立てを子どもを職権一時保護した段階で行うという状況しか想定できないのでは、部会の委員も反対しづらいし、反対されても児童相談所も困る。これでは部会が専門的見地からの助言をする余地がない。まして第三者機関として機能することで処遇の客観性を図ることは難しい状態である。この状態を打開するためには、なによりも部会を年数回で良いから定例開催にし、ケース処遇が最終局面に入る前に意見を交換することで専門的な助言をもらえる機関、処遇の客観性の向上を図れる場として機能させる必要がある。
- ・専門家委員の審議により、児童相談所の処遇方針の妥当性、客観性が再評価されることが必要と思われる。
- ・児童相談所業務の広い分野（虐待以外も積極的に）での議題を出すようにしたい。
- ・児童相談所部会への大きな期待は寄せない。それよりも、児相全体の専門性を引き上げ

ることの方が大切である。

- ・定期的に開催することが必要であり、緊急時にも対応できるシステム作りも必要と思われる。
- ・形骸化しやすいため、議論が深められるような形にしていくことが必要。
- ・児童相談所部会の設置場所や開催回数が重要なポイントであり、本県の場合、各子ども相談センター（児童相談所）に設置し毎月開催しているため、有効に機能していると考えている。
- ・形骸化しやすいため、事前の資料等配布の準備が必要か。
- ・事前聴取ができるよう、必要に応じて開催できるようにすること。
- ・必要に応じて開催できる柔軟性がほしい。
- ・審議会委員に児童福祉施設長が入っているのは不適當と思う。
- ・当市は社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会であり、権利擁護については別に委員会をつくることになっており、当面現状変更の予定はない。
- ・法的強制力を持ち、緊急時対応力をもつこと等、自発的な制度改善に向けての提言力を発揮することが必要。
- ・当県は有効に機能している。
- ・児童福祉に関して専門性の高い委員の選定・処遇決定の客観性と専門性の向上のために積極的に専門部会を活用するという職員への意識の浸透。
- ・引き続き児童福祉の実情を把握し、積極的に意見具申を行うこと。
- ・開催回数を増やす。利用しやすい環境を作ってもらおう。
- ・県内に児童相談所の数だけ部会があり、いつでも必要なときに開かれ審議される場であればと思う。

第4章 調査結果②

クロス集計



1. 設置状況

1) 管内の児童相談所数と設置状況

「管内の児童相談所数」を「設置状況」との関連で見ると、「独立設置」では、「複数」が84.8%、「一か所」が15.2%となっている。「他部会と合同設置」では、「複数」が81.8%、「一か所」が18.2%となっている。

表4-1-1 管内の児童相談所数と設置状況

		複数	一か所	合計
設 置 状 況	独立設置	28	5	33
		84.8	15.2	100.0
	他部会と合同設置	9	2	11
		81.8	18.2	100.0
	未設置	0	2	2
		0.0	100.0	100.0
全体		37	9	46
		80.4	19.6	100.0

2) 部会数と設置状況

「部会数」を「設置状況」との関連で見ると、「独立設置」では、「一か所」が96.4%、「複数」が3.6%となっている。「他部会と合同設置」では、「一か所」が77.8%、「複数」が22.2%となっている。

表4-1-2 部会数と設置状況

		一か所	複数	合計	
設 置 状 況	独立設置	27	1	28	
		96.4	3.6	100.0	
	他部会と合同設置	7	2	9	
		77.8	22.2	100.0	
	全体		34	3	37
			91.9	8.1	100.0

3) 担当事務局と設置状況

「担当事務局」を「設置状況」との関連で見ると、「独立設置」では、「本庁」が51.5%ともっとも多く、「児童相談所」が42.4%となっている。「他部会と合同設置」では、「本庁」が63.6%ともっとも多く、「児童相談所」が27.3%となっている。

表4-1-3 担当事務局と設置状況

		児童相談所	本庁	その他	合計
設 置 状 況	独立設置	14	17	2	33
		42.4	51.5	6.1	100.0
	他部会と合同設置	3	7	1	11
		27.3	63.6	9.1	100.0
	未設置	1	1	0	2
		50.0	50.0	0.0	100.0
全体		18	25	3	46
		39.1	54.3	6.5	100.0

4) 開催場所と設置状況

「開催場所」を「設置状況」の関連で見ると、「独立設置」では、「特定の児童相談所」が45.5%ともっとも多く、ついで「本庁」が42.4%となっている。「他部会と合同設置」では、「本庁」が54.5%ともっとも多く、「特定の児童相談所」が45.5%となっている。

表4-1-4 開催場所と設置状況

		特定の 児童相談所	本庁	その他	合計
設 置 状 況	独立設置	15	14	4	33
		45.5	42.4	12.1	100.0
	他部会と合同設置	5	6	0	11
		45.5	54.5	0.0	100.0
	未設置	1	1	0	2
		50.0	50.0	0.0	100.0
全体		21	21	4	46
		45.7	45.7	8.7	100.0

5) 開催場所の選定理由と設置状況

「開催場所の選定理由」を「設置状況」の関連で見ると、「独立設置」では、「委員の出席のしやすさ」が64.5%ともっとも多く、ついで「開設準備のしやすさ」が61.3%、「交通の利便性」、「事務局のある場所」が58.1%となっている。「他部会と合同設置」では、「事務局のある場所」が72.7%ともっとも多く、ついで「委員の出席のしやすさ」が63.6%となっている。

表4-1-5 開催場所の選定理由と取り扱い要領の有無と設置状況

		交通の利便性	開設準備のしやすさ	事務局のある場所	委員の出席のしやすさ	児相職員の出席のしやすさ
設置状況	独立設置	18 58.1	19 61.3	18 58.1	20 64.5	11 35.5
	他部会と合同設置	6 54.5	5 45.5	8 72.7	7 63.6	4 36.4
	未設置	1 50.0	1 50.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
全体		25 56.8	25 56.8	28 63.6	27 61.4	15 34.1

6) 取り扱い要領の有無と設置状況

「取り扱い要領の有無」を「設置状況」との関連で見ると、「独立設置」では、「無」が54.5%、「有」が45.5%となっている。「他部会と合同設置」では、「有」、「無」とともに50.0%となっている。

表4-1-6 取り扱い要領の有無と設置状況

		有	無	合計
設置状況	独立設置	15 45.5	18 54.5	33 100.0
	他部会と合同設置	5 50.0	5 50.0	10 100.0
	未設置	1 50.0	1 50.0	2 100.0
全体		21 46.7	24 53.3	45 100.0

7) 平成15年度開催回数と設置状況

「平成15年度開催回数」を「設置状況」との関連で見ると、「独立設置」では、「0~4回」が54.5%と最も多く、ついで「8~12回」が24.2%、「5~7回」が21.2%となっている。「他部会と合同設置」では、「0~4回」が81.8%と最も多く、ついで「5~7回」、「8~12回」がともに9.1%となっている。

表4-1-7 平成15年度開催回数と設置状況

		0～4回	5～7回	8～12回	合計
設 置 状 況	独立設置	18	7	8	33
		54.5	21.2	24.2	100.0
	他部会と合同設置	9	1	1	11
		81.8	9.1	9.1	100.0
	未設置	1	0	1	2
		50.0	0.0	50.0	100.0
全体		28	8	10	46
		60.9	17.4	21.7	100.0

8) 審議時間と設置状況

「審議時間」を「設置状況」との関連で見ると、「独立設置」では、「2時間」が70.0%ともっとも多く、ついで「3時間」が16.7%、「1時間」が13.3%となっている。「他部会と合同設置」では、「2時間」が54.5%ともっとも多く、ついで「1時間」が36.4%となっている。

表4-1-8 審議時間と設置状況

		1時間	2時間	3時間	合計
設 置 状 況	独立設置	4	21	5	30
		13.3	70.0	16.7	100.0
	他部会と合同設置	4	6	1	11
		36.4	54.5	9.1	100.0
	未設置	1	1	0	2
		50.0	50.0	0.0	100.0
全体		9	28	6	43
		20.9	65.1	14.0	100.0

9) 開催頻度と設置状況

「開催頻度」を「設置状況」との関連で見ると、「独立設置」では、「不定期開催」が36.4%ともっとも多く、ついで「毎月」が27.3%、「2か月に1度」が21.2%となっている。「他部会と合同設置」では、「不定期開催」が63.6%ともっとも多く、ついで「毎月」が18.2%となっている。

表4-1-9 開催頻度と設置状況

		毎月	2か月に1度	3か月に1度	6か月に1度	不定期開催	合計
設置状況	独立設置	9 27.3	7 21.2	4 12.1	1 3.0	12 36.4	33 100.0
	他部会と 合同設置	2 18.2	0 0.0	1 9.1	1 9.1	7 63.6	11 100.0
	未設置	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	2 100.0
	全体	12 26.1	7 15.2	5 10.9	3 6.5	19 41.3	46 100.0

10) 開催日の設定方法と設置状況

「開催日の設定方法」を「設置状況」との関連で見ると、「独立設置」では、「年間予定設定」が66.7%、「その都度設定」が33.3%となっている。「他部会と合同設置」では、「その都度設定」が66.7%、「年間予定設定」が33.3%となっている。

表4-1-10 開催日の設定方法と設置状況

		年間予定設定	その都度設定	合計
設置状況	独立設置	14 66.7	7 33.3	21 100.0
	他部会と合同設置	1 33.3	2 66.7	3 100.0
	未設置	1 50.0	1 50.0	2 100.0
全体		16 61.5	10 38.5	26 100.0

11) 委員の選出方法と設置状況

「委員の選出方法」を「設置状況」との関連で見ると、「独立設置」では、「既存委員を含め新たに選出」が75.8%ともっとも多く、ついで「既存の委員から選出」が12.1%となっている。「他部会と合同設置」では、「既存委員を含め新たに選出」が50.0%ともっとも多く、ついで「既存の委員から選出」が40.0%となっている。

表4-1-11 委員の選出方法と設置状況

		既存の委員か ら選出	既存委員を含 め新たに選出	新規委員のみ で選出	その他	合計
設 置 状 況	独立設置	4 12.1	25 75.8	3 9.1	1 3.0	33 100.0
	他部会と 合同設置	4 40.0	5 50.0	0 0.0	1 10.0	10 100.0
	未設置	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	全体	10 22.2	30 66.7	3 6.7	2 4.4	45 100.0

12) 正規委員以外の出席と設置状況

「正規委員以外の出席」を「設置状況」との関連で見ると、「独立設置」では、「児童相談所長」が90.6%ともっとも多く、ついで「担当児童福祉司」が84.4%となっている。「他部会と合同設置」では、「児童相談所長」と「事務局」がともに100.0%ともっとも多く、ついで「担当児童福祉司」が90.0%となっている。

表4-1-12 正規委員以外の出席と設置状況

	児童 相談 所長	担 当 児 童 福 祉 司	担 当 心 理 判 定 員	一 時 保 護 所 職 員	事 例 担 当 外 児 相 談 員	学 校 関 係 者	施 設 関 係 者	病 院 関 係 者	警 察 関 係 者	地 域 保 健 関 係 者	事 務 局	そ の 他
独立設置	29 90.6	27 84.4	14 43.8	7 21.9	17 53.1	1 3.1	4 12.5	1 3.1	1 3.1	2 6.3	19 59.4	3 9.4
他部会と 合同設置	10 100.0	9 90.0	5 50.0	1 10.0	7 70.0	1 10.0	3 30.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0	0 0.0
未設置	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
全体	41 93.2	38 86.4	19 43.2	8 18.2	26 59.1	2 4.5	7 15.9	1 2.3	1 2.3	2 4.5	29 65.9	3 6.8

13) 有効性と設置状況

「有効性」を「設置状況」との関連で見ると、「独立設置」では、「とても役に立つ」が68.8%ともっとも多く、ついで「やや役に立つ」が21.9%となっている。「他部会と合

同設置」では、「とても役に立つ」、「やや役に立つ」がともに45.5%となっている。

表4-1-13 有効性と設置状況

		とても役に立つ	やや役に立つ	あまり役に立たず	合計
設置状況	独立設置	22 68.8	7 21.9	3 9.4	32 100.0
	他部会と合同設置	5 45.5	5 45.5	1 9.1	11 100.0
	未設置	1 50.0	0 0.0	1 50.0	2 100.0
	全体	28 62.2	12 26.7	5 11.1	45 100.0

14) 児童相談所部会の望ましい社会的役割と設置状況

「児童相談所部会の望ましい社会的役割」を「設置状況」との関連で見ると、「独立設置」では、「第三者的役割」が87.5%と最も多く、ついで「児童の権利擁護を充実」が65.6%となっている。「他部会と合同設置」では、「第三者的役割」が81.8%と最も多く、ついで「重大事例検証」が54.5%となっている。

表4-1-14 児童相談所部会の望ましい社会的役割と設置状況

		調査・調整機能	第三者的役割	制度改善提言	児童の権利擁護を充実	不服申し立て受付	重大事例検証	関係機関への指導	その他
設置状況	独立設置	5 15.6	28 87.5	8 25.0	21 65.6	7 21.9	10 31.3	2 6.3	1 3.1
	他部会と合同設置	2 18.2	9 81.8	5 45.5	5 45.5	2 18.2	6 54.5	1 9.1	0 0.0
	未設置	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0
	全体	7 15.6	37 82.2	14 31.1	26 57.8	9 20.0	16 35.6	3 6.7	2 4.4

2. 担当事務局

1) 設置状況と担当事務局

「設置状況」を「担当事務局」との関連で見ると、「児童相談所」では、「独立設置」

が77.8%ともっとも多く、ついで「他部会と合同設置」が16.7%となっている。「本庁」では、「独立設置」が68.0%ともっとも多く、ついで「他部会と合同設置」が28.0%となっている。

表4-2-1 設置状況と担当事務局

		独立設置	他部会と合同設置	未設置	合計
担 当 事 務 局	児童相談所	14 77.8	3 16.7	1 5.6	18 100.0
	本庁	17 68.0	7 28.0	1 4.0	25 100.0
	その他	2 66.7	1 33.3	0 0.0	3 100.0
全体		33 71.7	11 23.9	2 4.3	46 100.0

2) 管内の児童相談所数と担当事務局

「管内の児童相談所数」を「担当事務局」との関連で見ると、「児童相談所」では、「複数」が66.7%、「一か所」が33.3%となっている。「本庁」では、「複数」が92.0%、「一か所」が8.0%となっている。

表4-2-2 管内の児童相談所数と担当事務局

		複数	一か所	合計
担 当 事 務 局	児童相談所	12 66.7	6 33.3	18 100.0
	本庁	23 92.0	2 8.0	25 100.0
	その他	2 66.7	1 33.3	3 100.0
全体		37 80.4	9 19.6	46 100.0

3) 部会数と担当事務局

「部会数」を「担当事務局」との関連で見ると、「児童相談所」では、「一か所」が91.7%、「複数」が8.3%となっている。「本庁」では、「一か所」が91.3%、「複数」が8.7%となっている。

表4-2-3 部会数と担当事務局

		一か所	複数	合計
担 当 事 務 局	児童相談所	11 91.7	1 8.3	12 100.0
	本庁	21 91.3	2 8.7	23 100.0
	その他	2 100.0	0 0.0	2 100.0
全体		34 91.9	3 8.1	37 100.0

4) 開催場所と担当事務局

「開催場所」を「担当事務局」との関連で見ると、「児童相談所」では、「特定の児童相談所」が83.3%、「本庁」が5.6%となっている。「本庁」では、「本庁」が72.0%、「特定の児童相談所」が20.0%となっている。

表4-2-4 開催場所と担当事務局

		特定の児童 相談所	本庁	その他	合計
担 当 事 務 局	児童相談所	15 83.3	1 5.6	2 11.1	18 100.0
	本庁	5 20.0	18 72.0	2 8.0	25 100.0
	その他	1 33.3	2 66.7	0 0.0	3 100.0
全体		21 45.7	21 45.7	4 8.7	46 100.0

5) 開催場所の選定理由と担当事務局

「開催場所の選定理由」を「担当事務局」との関連で見ると、「児童相談所」では、「事務局のある場所」が76.5%ともっとも多く、ついで「開設準備のしやすさ」、「児相職員の出席のしやすさ」がともに52.9%となっている。「本庁」では、「委員の出席のしやすさ」が75.0%ともっとも多く、ついで「交通の利便性」が70.8%、「開設準備のしやすさ」が62.5%となっている。

表4-2-5 開催場所の選定理由と担当事務局

		交通の利便性	開設準備のしやすさ	事務局のある場所	委員の出席のしやすさ	児相職員の出席のしやすさ
担 当 事 務 局	児童相談所	6 35.3	9 52.9	13 76.5	7 41.2	9 52.9
	本庁	17 70.8	15 62.5	13 54.2	18 75.0	5 20.8
	その他	2 66.7	1 33.3	2 66.7	2 66.7	1 33.3
全体		25 56.8	25 56.8	28 63.6	27 61.4	15 34.1

6) 取り扱い要領の有無と担当事務局

「取り扱い要領の有無」を「担当事務局」との関連で見ると、「児童相談所」では、「有」が55.6%、「無」が44.4%となっている。「本庁」では、「無」が62.5%、「有」が37.5%となっている。

表4-2-6 取り扱い要領の有無と担当事務局

		有	無	合計
担 当 事 務 局	児童相談所	10 55.6	8 44.4	18 100.0
	本庁	9 37.5	15 62.5	24 100.0
	その他	2 66.7	1 33.3	3 100.0
全体		21 46.7	24 53.3	45 100.0

7) 平成15年度開催回数と担当事務局

「平成15年度開催回数」を「担当事務局」との関連で見ると、「児童相談所」では、「0～4回」、「8～12回」がともに38.9%ともっとも多く、ついで「5～7回」が22.2%となっている。「本庁」では、「0～4回」が76.0%ともっとも多く、ついで「5～7回」が16.0%となっている。

表4-2-7 平成15年度開催回数と担当事務局

		0～4回	5～7回	8～12回	合計
担 当 事 務 局	児童相談所	7 38.9	4 22.2	7 38.9	18 100.0
	本庁	19 76.0	4 16.0	2 8.0	25 100.0
	その他	2 66.7	0 0.0	1 33.3	3 100.0
全体		28 60.9	8 17.4	10 21.7	46 100.0

8) 審議時間と担当事務局

「審議時間」を「担当事務局」との関連で見ると、「児童相談所」では、「2時間」が70.6%ともっとも多く、ついで「1時間」が23.5%となっている。「本庁」では、「2時間」が60.9%ともっとも多く、ついで「3時間」が21.7%、「1時間」が17.4%となっている。

表4-2-8 審議時間と担当事務局

		1時間	2時間	3時間	合計
担 当 事 務 局	児童相談所	4 23.5	12 70.6	1 5.9	17 100.0
	本庁	4 17.4	14 60.9	5 21.7	23 100.0
	その他	1 33.3	2 66.7	0 0.0	3 100.0
全体		9 20.9	28 65.1	6 14.0	43 100.0

9) 開催頻度と担当事務局

「開催頻度」を「担当事務局」との関連で見ると、「児童相談所」では、「毎月」が44.4%ともっとも多く、ついで「2か月に1度」が22.2%となっている。「本庁」では、「不定期開催」が56.0%ともっとも多く、ついで「毎月」、「2か月に1度」、「6か月に1度」がともに12.0%となっている。

表4-2-9 開催頻度と担当事務局

		毎月	2か月に1度	3か月に1度	6か月に1度	不定期開催	合計
担 当 事 務 局	児童相談所	8 44.4	4 22.2	3 16.7	0 0.0	3 16.7	18 100.0
	本庁	3 12.0	3 12.0	2 8.0	3 12.0	14 56.0	25 100.0
	その他	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 66.7	3 100.0
全体		12 26.1	7 15.2	5 10.9	3 6.5	19 41.3	46 100.0

10) 開催日の設定方法と担当事務局

「開催日の設定方法」を「担当事務局」との関連で見ると、「児童相談所」では、「年間予定設定」が80.0%、「その都度設定」が20.0%となっている。「本庁」では、「その都度設定」が70.0%、「年間予定設定」が30.0%となっている。

表4-2-10 開催日の設定方法と担当事務局

		年間予定設定	その都度設定	合計
担 当 事 務 局	児童相談所	12 80.0	3 20.0	15 100.0
	本庁	3 30.0	7 70.0	10 100.0
	その他	1 100.0	0 0.0	1 100.0
全体		16 61.5	10 38.5	26 100.0

11) 委員の選出方法と担当事務局

「委員の選出方法」を「担当事務局」との関連で見ると、「児童相談所」では、「既存委員を含め新たに選出」が64.7%ともっとも多く、ついで「既存の委員から選出」が17.6%、「新規委員のみで選出」が11.8%となっている。「本庁」では、「既存委員を含め新たに選出」が72.0%ともっとも多く、ついで「既存の委員から選出」が24.0%となっている。

表4-2-11 委員の選出方法と担当事務局

		既存の委員か ら選出	既存委員を含 め新たに選出	新規委員のみ で選出	その他	合計
担 当 事 務 局	児童相談所	3 17.6	11 64.7	2 11.8	1 5.9	17 100.0
	本庁	6 24.0	18 72.0	1 4.0	0 0.0	25 100.0
	その他	1 33.3	1 33.3	0 0.0	1 33.3	3 100.0
全体		10 22.2	30 66.7	3 6.7	2 4.4	45 100.0

12) 正規委員以外の出席と担当事務局

「正規委員以外の出席」を「担当事務局」との関連で見ると、「児童相談所」では、「児童相談所長」、「担当児童福祉司」が88.9%ともっとも多く、ついで「事例担当外児相職員」、「事務局」が66.7%となっている。「本庁」では、「児童相談所長」が95.8%ともっとも多く、ついで「担当児童福祉司」が83.3%となっている。

表4-2-12 正規委員以外の出席と担当事務局

	児童 相談 所 長	担 当 児 童 福 祉 司	担 当 心 理 判 定 員	一 時 保 護 所 職 員	事 例 担 当 外 児 相 職 員	学 校 関 係 者	施 設 関 係 者	病 院 関 係 者	警 察 関 係 者	地 域 保 健 関 係 者	事 務 局	そ の 他
児童 相談 所	16 88.9	16 88.9	11 61.1	6 33.3	12 66.7	1 5.6	3 16.7	1 5.6	1 5.6	2 11.1	12 66.7	3 16.7
本庁	23 95.8	20 83.3	8 33.3	2 8.3	13 54.2	1 4.2	3 12.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	16 66.7	0 0.0
その他	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0
全体	41 93.2	38 86.4	19 43.2	8 18.2	26 59.1	2 4.5	7 15.9	1 2.3	1 2.3	2 4.5	29 65.9	3 6.8

13) 有効性と担当事務局

「有効性」を「担当事務局」との関連で見ると、「児童相談所」では、「とても役に立

つ」が77.8%ともっとも多く、ついで「やや役に立つ」が16.7%となっている。「本庁」では、「とても役に立つ」が54.2%ともっとも多く、ついで「やや役に立つ」が33.3%となっている。

表4-2-13 有効性と担当事務局

		とても役に立つ	やや役に立つ	あまり役に立たず	合計
担 当 事 務 局	児童相談所	14 77.8	3 16.7	1 5.6	18 100.0
	本庁	13 54.2	8 33.3	3 12.5	24 100.0
	その他	1 33.3	1 33.3	1 33.3	3 100.0
全体		28 62.2	12 26.7	5 11.1	45 100.0

14) 児童相談所部会の望ましい社会的役割と担当事務局

「児童相談所部会の望ましい社会的役割」を「担当事務局」との関連でみると、「児童相談所」では、「第三者的役割」が88.9%ともっとも多く、ついで「児童の権利擁護を充実」が61.1%、「重大事例検証」が44.4%となっている。「本庁」では、「第三者的役割」が75.0%ともっとも多く、ついで「児童の権利擁護を充実」が54.2%となっている。

表4-2-14 児童相談所部会の望ましい社会的役割と担当事務局

		調査・調整機能	第三者的役割	制度改善提言	児童の権利擁護を充実	不服申し立て受付	重大事例検証	関係機関への指導	その他
担 当 事 務 局	児童相談所	0 0.0	16 88.9	6 33.3	11 61.1	2 11.1	8 44.4	1 5.6	1 5.6
	本庁	6 25.0	18 75.0	8 33.3	13 54.2	7 29.2	7 29.2	2 8.3	1 4.2
	その他	1 33.3	3 100.0	0 0.0	2 66.7	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0
全体		7 15.6	37 82.2	14 31.1	26 57.8	9 20.0	16 35.6	3 6.7	2 4.4